

認知症による財産凍結トラブル・相続対策がご心配な方へ…！

相続・家族信託

セミナー＆相談会

参加無料！ 何もしないと…
こんな「認知症による財産凍結」や「争族トラブル」に!?



- ・銀行口座が凍結し、介護・生活費用が足りなくなる
- ・自宅や収益不動産が凍結し、管理や修繕、売却ができない!
- ・遺産の分け方や、相続税の負担方法で家族がバラバラに…!

日時 11月30日(土)

| | |
|-------|---------------------------|
| セミナー | 14:00~15:00 (受付 13:45~) |
| 無料相談会 | 15:10/15:40 (セミナー終了後:要予約) |



セミナー参加特典として専門家による**無料個別相談会**がございます。
予約時にご希望のお時間をお伝えいただき、事前ご予約をお願い致します。
ご相談当日は下記チケットをご持参くださいませ!
ご都合が合わない方は**相談会のみ**のご予約も可能です。
まずはお気軽にお電話を!

会場 五十嵐コミュニティハウス

〒950-2076新潟市西区上新栄町4丁目5番68号

(バス)西小針経由「寺尾新町東」
下車徒歩10分
(JR)越後線「寺尾駅」下車徒歩15分
※駐車場38台あり

キリトリ線

家族信託・相続の相談実績豊富な事務所による

家族信託・相続の**30分無料相談チケット**

RUST 025-287-1172

司法書士法人トラスト 〒950-0922 新潟県新潟市中央区山二ツ5丁目2番25号

セミナー&相談会では…相続、家族信託の

当日TOPIC 実績豊富な専門家がお話しします!

認知症になったときに何が起きる?
資産凍結のリスクとは!

認知症とお金のトラブルを防ぐ!
「元気な今」だからすべきこと

どんな対策があるの?
家族信託・遺言・後見制度について

当事務所で実際にあった
認知症とお金のトラブル解決事例

講師のご紹介



司法書士 関 武

認知症になると、不動産や預貯金などの財産が「凍結」されるリスクがあることを、皆様はご存知でしょうか?

人生100年時代を迎えた今日、高齢者の4人に1人が認知症又はその予備軍とされています。「認知症」は誰にでも起こりうるリスクなのです。

- 認知症になっても自分らしい財産の管理・運用・処分を続けたい
- 自分のためだけでなく家族のためにその財産を生かしたい

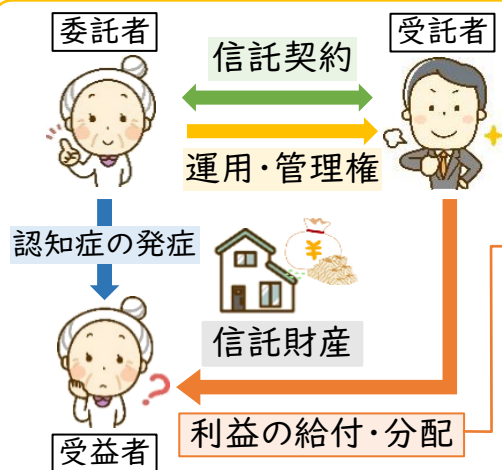
家族信託はその願いを叶える新しい財産管理の方法です。

最後まで自分らしく生きるために…。私は「家族信託」をお勧め致します。

皆様のご来場をお待ちしております!



テレビや新聞でも、話題の「家族信託」とは!?



こんな「安心」が実現できます!

- ◎ 自宅を売却・賃貸し母親の介護費用や生活費に充てる!
- ◎ 自宅をリフォームして在宅介護ができるようにする!
- ◎ 預貯金を管理し、母親の生活に必要な費用をまかなう!

当事務所のご紹介

お問合せ・お申込みは

025-287-1172

家族信託の専門サイトを
運営しています!



新潟家族信託相談室

| | |
|------|-----------------------------------|
| 事務所名 | 司法書士法人トラスト |
| 代表社員 | 関 武 |
| 住所 | 〒950-0922 新潟県新潟市中央区山二ツ5丁目2番25号 |
| TEL | 025-287-1172 |